

日時：平成 26 年 9 月 3 日（水）午後 2 時～

場所：大阪市の第 6 委員会室

大阪市特別職報酬等審議会 議事録

（給与課長）

定刻がまいりました。本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、第 6 回の報酬審、ただ今より開催させていただきます。会長よろしく申し上げます。

（池田会長）

それでは、第 6 回大阪市特別職報酬等審議会となりますけれども開催することにいたします。

本日は全員ご出席いただいたということで、本当にお忙しい中皆さま、心より感謝申し上げます。

さて、この審議会で今まで色々と議論してまいりました。後の答申のスケジュールとの関係で、どうしても今日は具体的な水準のところの議論、これをしっかりいただくということになりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それではその議論を始める前に、これまで審議会で色々ご指摘いただいております、市の財政状況、この認識はどうかというところについて議論いただきましたので、今般、昨年度の決算見込及び最新の財政健全化判断比率等が昨日ですか、公表されたということですので、改めて担当局よりご説明のほどよろしくお願いいたします。

（財政部長）

恐れ入ります、財政局でございます。

私どもからお手元に配付しております、「平成 25 年度普通会計決算見込について」という資料を、インデックスの方に分かりやすく付けておりますけれども、そこをご覧いただきたいと存じます。この資料は昨日公表されたものでございまして、普通会計という、総務省における統計上の会計区分でございまして、公営企業会計以外の全ての会計が盛り込まれております。それで全国全ての自治体を同じ基準・ものさしで比較出来るように統計に表したものでございます。

それではまず、資料の 1 ページをご覧いただきたいと思います。上半分に計数編、下半分にまとめを書いておりますけれども、結論からまず申します。下半分をご覧ください。25、24 年度を単純比較いたしますと、形式収支、これは単純に歳入から歳出を差し引いたものが形式収支でございまして、この数字から翌年度への繰越財源を差し引きますと、2

行目でございます、実質収支、ここが赤字・黒字をさすところでございます。昨年度4億1,000万の黒字で、今年度につきましては242億2,300万、非常に桁が大きくなってございます。これは実は、大阪北小学校と言いまして、お初天神の北側に、要は統廃合で生まれた学校用地がございまして、その用地をこの3月に売却したものでございます。144億でございました。

もう1点は東商業、これも統廃合で高校がなくなったもので、これも3月に売却したもので51億、占めて約200億弱がこの大差でございまして、いずれも一過性のものがございます。

その下、経常収支比率という指標がございまして、これが98.3ということで、昨年度よりも3.6ポイント上がっております。良くなっております。この数字は財政構造の弾力性を示す数字として用いられております。その下、地方債の残高につきましても昨年度よりも800億ちょっと減っておりますし、全会計ベースにおきましても900億弱起債残高減っております。ちなみに計数編のポイントでちょっとふれておきますと、上の表の左半分、歳入のところで地方税、税金ですね、6,400億くらいほどであるのですけれども、150億弱増えております。後ほど税の内訳が出てまいります。

それと、国庫支出金、これも若干増えています。これについては、投資経費で歳出の方で増えております。これと連動する部分とかがございます。

それと、昨年度につきましては、起債につきまして、第3セクターの推進債を発行しております。これは道路公社が解散いたしましてそのために発行したものでございます。

右の方にいきます。歳出の義務的経費の中で人件費が232億減っておりますけれども、これの大半は退職金の減でございまして、140億くらいございます。要は1年前は早期退職が多くございまして、その原因がここに表れてきております。それと職員数の減なんかも50億弱ございます。

生活保護費も中段にございます。2年連続、生保につきましては減になっております。といった説明を右の方の2ページのポイントに記載をしてございます。内容はご一読していただきたいと思っております。

続いて、資料8ページご覧いただきたいと存じます。8ページは昭和62年から現在までの、計数をまとめた表でございまして、ポイントを申しますと、左から2列目の歳入額、歳入のあたまで言いますと、ピークは平成10年度、1兆9,000億くらいございました。歳出も同様でございます。平成10年度、1兆9,700億くらいございまして、以降ずっとこれまで減と、現在1兆6,700億くらいですので、これまでそれだけ減ってきているということでございます。

そのもう一つ横、地方税のところでございますね、ピークが平成8年度で7,770億くらいございました。ちなみに25年度決算で6,400億くらいですので、リーマンショックは21年度、その前の平成20年度で6,700億ですので、そこよりはちょっと届かないというようなことでございます。

それとずっと右にいていただきまして、右から3列目の差し引き実質収支AマイナスB欄というのがございます。昭和62、63、ここは赤字でした。平成元年からこれまでずっと黒字を続けております。それと1番右橋の欄、地方債残高につきましても、ピークで平成17年度2兆9,000億ございました。以降、どんどん起債を減らしまして、起算残高については現在2兆5,000億という具合になっております。

続いて9ページをご覧くださいと存じます。9ページには税収の内訳を示しております、市税のトータルで148億に伸びておりまして、中でも若干下に法人市民税というのがございます。69億円増えております。理由の増減の内訳ですけれども、中ほどにコメントしてますように、今年度の場合、25年度の場合、金融保険が若干好調でございまして、この企業収益が増になっておるとというのが理由でございます。それとまた固定資産税なんかにつきましても、家屋の新增築がございまして、中之島フェスティバルタワーとかですね、阪急百貨店の2期工事が終わりましたので、こういった税金が入ってくるというような状況です。

続きまして次の資料をご覧くださいと存じます。「25年度決算に基づく健全化判断比率」という資料を添付してございます。その中で4指標ございまして、大阪市の場合黒字でございまして、実質赤字比率と連結実質赤字比率はございません。国の基準がですね、早期健全化基準と財政再生基準、この2指標ございまして、その右横実質公債費率、この欄を見ていただきますと、昨年が上段カッコ9.4ポイント、今年は好転いたしまして9.0ということで、この数字が18%以上になりますと、地方債の発行につきまして総務省の許可が要るということになります。ちなみに大阪府は今年度18.1でございまして、他都市の状況ですけれども、24年度決算でいきますと、大阪が9.4、旧五大市で申しますと、横浜で15.4とか、京都で13.8とか、いわゆる旧五大市で言いますと大阪府がトップでございまして。

その右横でございまして、将来負担比率の欄ですけれども、この数値が大きいほど今後の財政を圧迫する可能性が高いということでございまして、昨年よりも好転いたしまして152.5ポイントでございまして、ちなみに大阪府は今年度251ポイントでございまして。

というような状況で、財政収支の方は昨年度よりも良い、好転というような状況でございまして。以上でございます。

(池田会長)

よろしいですか。それでは、またありましたらご指摘いただきますようお願いいたします。

それでは次は、これまでに政務活動費に関しまして色々ご指摘いただいたところがございます。特に交付から残余额の返還、その辺りまでの流れ、あるいは使い道のチェックの仕方、あるいは管理の仕方、色々ご指摘いただいたところですが、少し改めてクリアにさせていただくということで、事前に資料も送付をさせていただいているところござ

います。本日は補足ということで、担当局から改めてご説明をお願いします。

(市会事務局次長)

はい。それでは、右肩に「政務活動費の主な流れ等」とラベルの付いた資料をご覧ください。まず、すみません、1ページめくっていただきまして、「政務活動費とは」というところについて説明させていただきます。政務活動費につきましては、地方自治法と大阪市会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づきまして、大阪市会議員の市政に関する調査研究、その他の活動に資するため、必要な経費の一部として交付されるものでございます。従いまして、交付された政務活動費は政務活動に要する経費に対して、適切に充当されるべきものでございまして、政務活動に要する経費以外のものに充てることは認められておりません。ここで言う政務活動とは、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動のほか住民福祉の増進を図るために必要な活動の事でございます。具体的にはこのページの枠囲みの1から5に記載されているとおりでございます。また総務省が示します、政務活動費の対象経費に考え方のイメージにつきましては、この1ページの下のところに記載された図のとおりでございます。

続きまして2ページ目をご覧ください。枠囲みの中に、地方自治法改正時に政務活動の対象とならない活動についての政府見解を記載しております。それによりますと、あくまで議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動、それから私事、私人としての活動のための経費などは条例によっても対象とすることが出来ないとされ、本会議や委員会への出席、あるいは全員協議会への出席、議員派遣等の議会活動について従来通り。費用弁償の対象となるために政務活動の対象とはならないとされてございますが、大阪市の会におきましては本来、本会議や委員会への出席などの際に支払う費用弁償につきましても、平成18年度から廃止しているというのは以前ご報告させていただいたとおりです。

また政務活動費の支出は政務活動に必要な経費に限るとされ、慶弔・見舞い・餞別などの交際費的な経費、あるいは、会議等に伴う飲食以外の飲食経費についても支出出来ないものとされています。

政務活動費は2ページから3ページの費目・内容に従って支出することが出来る、具体的な使い道、用途につきましては、表の右の欄に例示してございます。

次に按分の指針でございますが、按分の考え方については、会派や議員の活動は専ら政務活動以外に政党活動、後援会活動など多面的でございまして、混然一体となっていることが多くあり、厳格に区分することが困難な場合があると考えられ、活動に要した費用の全額を政務活動費として支出することが不相当であることが明らかな場合は、合理的な方法により按分することといたしております。按分の割合でございますが、按分を要する項目等の按分割合は、会派または議員個々の活動実態によって異なることから政務活動費の

交付を受けた会派または議員それぞれの責任におきまして、運用基準や出納手続を定めるなど、当該会派または議員の政務活動の実態に応じ、合理的に説明出来る比率を定めて用いるものとしませんが、合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合は、2分の1により按分するものとしています。これは3ページの1番下の枠囲みに記載しておりますとおり、平成19年の仙台高等裁判所の判決、その後、最高裁で確定した判決の考え方を基準としてございます。

次にこの資料の表紙にお戻りいただきまして、「政務活動費の主な流れ」と書いてあるところについてご説明させていただきます。この図は政務活動費に係るそれぞれ主体ごとに、事務や役割等について示したものでございます。まず、「市会事務局と会派」と書かれた枠上部をご覧ください。政務活動費は毎月会派に対して支給しております。会派には、会派代表者や経理責任者を置き、政務活動費の責任者を定めております。図の右側に記載の市会議員の枠内をご覧ください。議員が政務活動費を支出する際には、原則、領収証を徴収しますので、それを、領収証等貼付用紙という台紙を使用して整理します。この用紙は領収証を貼ることはもちろん、政務活動費の費目や支出額、支出年月日、支出内容、さらに按分をする場合には按分率等を記載するようになっています。これらの領収書等につきまして、会派において政務活動費として適正であるかのチェックを行い、概ね四半期ごとに市会事務局においてもチェックを行いますが、どのようなチェックを行うかにつきまして、図の真ん中辺りにチェック項目として記載してございます。なお、このチェックを行うに当たり、政務活動費として充当出来るかなどの疑問については、専門委員であります、弁護士と公認会計士に随時相談出来る体制をとらせていただいております。

なお、年度終了後に本検査として年度中の全ての政務活動費の支出について再度検査するとともに、専門委員が抽出でチェックし、不明な点や疑義がある場合など会派代表者や経理責任者に対し適正な記載となるよう修正を命じ、その後領収書等を公開するような流れになってございます。政務活動費につきましては以上でございます。

(池田会長)

ありがとうございます。ただ今の点ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、先程言いましたように本日は具体の水準について、ご議論いただくということになります。その上で、あらかじめ事務局と相談した上で、本日たたき台を作っております。文字通りのたたき台ですので、しっかりとたたいていただければという風に思っております。まずは事務局からご説明をお願いします。

(給与課長)

事務局の人事室の古畑です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、各諮問事項に係ります具体の水準につきまして、本日の配付資料にございます「たたき台」とインデックスが貼られた資料3案につきましてご説明いたします。

本日の審議会でそれぞれの水準について効率よくご議論いただきますように、これまでのご審議の内容を踏まえまして会長のご指示を仰ぎながら事務局でまとめさせていただきました。

まず、たたき台1でございますが、市長の給料及び退職手当について、現行の本則値とカット後の内容、それから3つの改定案をお示ししております。これまでのご議論で市長の退職手当は廃止という方向性をお示しいただいておりますので、これを軸に上段のパターン1では退職手当は廃止した上で、その相当額の全額を4年間の年収に復元するバージョンで書いてございます。中段のパターン2の方では、退職手当は廃止した上でその相当額の半額を4年間の年収に復元するバージョンでございます。そのため、パターン1・パターン2とも年収では現行よりもプラス改定となりますが、退職手当を含めた4年間ベースで見た場合には、いずれもマイナスという風になってございます。一方下段のパターン3の場合では、退職手当を廃止し、給料へも復元しないという場合ですので、年収ベースがマイナスとなり、4年間総額でのマイナス幅も大きなものとなります。

また、それぞれのパターンにおけます、給料額の改定案につきましては、いずれのバージョンにつきましても、改定案1が地域手当を廃止し、その相当額を給料に復元した上で、本市幹部職員並みの改定を行う場合を想定しております。改定案2では地域手当の廃止のみを行う場合を想定しております。改定案3は、改定案2の上に、本市幹部職員並みの改定を行う場合を想定しております。

次に、たたき台2の方にまいります。上段の副市長の給料というところでございますが、こちら地域手当の廃止を軸に、改定案1では地域手当を廃止しその相当額を給料に復元した上で、本市幹部職員並みの改定を行うことを想定しております。改定案2では地域手当の廃止のみを行う場合を想定しております。改定案3は地域手当の廃止を行う上に、本市幹部職員並みの改定を行う場合を想定しております。これらの年収単位での改定率の数字はそこにお示ししております。

また、下段の副市長の退職手当につきましては、存続するということを軸に、改定案1では現状を維持する場合、改定案2では支給率を政令市の平均的支給率へ改定する場合、改定案3では支給率を半減し、現行のカット後支給水準に改める場合の3案をお示ししております。

続きまして、たたき台3の説明にまいります。こちらは議員報酬と政務活動費につきまして、現行の本則値、カット後の金額、及び2つの改定案をお示ししております。上段の表の議員報酬につきましては、改定案1では市長・副市長の案でもお示しいたしましたとおり、本市幹部職員並みの改定の場合を想定しております。改定案2では、現行のカット後の報酬年額に相当する水準でお示ししております。なお、前回の審議会での相場感の際にご説明させていただきましたが、特別職と一般職の水準の関係性から見た場合に、本市の一般職の最高位の年収を考慮しますと、改定案2の水準は、下限のボーダーライン付近に位置しておりまして、今後の一般職の給与の改定状況によりましては、逆転する可能性

もあるといったゾーンに位置しております。

一方、下段の表の政務活動費につきましては、改定案1では現状維持の場合を想定しております。また改定案2では減額を行う場合の幅といたしまして現行のカット割合をそのまま改定率としてお示ししております。この場合、政令五大市議会の平均的な水準に位置することとなります。

たたき台の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(池田会長)

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明につきまして、何かご質問ございますか。よろしいですか。

(渡部委員)

あ。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

財務諸表などもですね、非常に好転しておるということは、やはり天下の大阪市としては、本当に良いことだと思います。ただ、融資を考えても中小零細企業に対する判断基準とですね、超大企業に対する判断基準とまた違う訳ですね。やはり、天下の大大阪市としてはですね、総務省が、何度も私言いますけれども、全ての地方自治体に対する単純な一本の指標だけで判断するようなことは、これはよその国でもないようなことですので、やはりもう少し厳しく判断していくべきだと思います。なかなか官僚の立場からは、霞が関やら永田町に対してこうずけずけともは言えないでしょうけれども、学者というのはその点は自由でございますので、代わって申し上げます。例えば、確かに好転していますよ。しかしですね、非常に大阪と横浜の財政を比較しまして、1996年度と2014年度を比べますとですね、公債費は大阪の場合は2,398億円と、227.7%も増えているんですよ。横浜は78%です。扶助費はですね、大阪はですね、1996年から2014年229.3%増えております。これは私も、大阪市も横浜市も公的資料に基づいて、扶助費はですね、横浜は83.9%しかないけれども、大阪は229.3%。こういうようなこと。しかもですね、大阪の人件費は59.7%に落ちていますよ。しかし横浜は38.2%。こういうな事を考えますと、もう少し慎重にここはですね、考えてですね、指導者である首長さんからですね、議員さんのような指導的立場の方は、危機を先取りして大幅カットに自ら踏み込む。やはり21世紀は地方自治ガバナンス確立のですね、時代なんです。どの国でもそうです。発展途上国も先進国も。地方自治における効率性・透明性、公平性の確立。よりもう少し分かりやすい言葉で言えば、

より安いコストでより良い行政サービス、そういう事を考えますと、しかも、橋下市長はですね、大阪から日本を変えると、言うように言うはる訳ですね。ですから思いっきりですね、この前も私申しましたが、首長の場合は5割カット、議員は3割カット。特別職にはこういう臨時的なボーナス的な発想入らない訳ですから、まずそれを切るという訳ですね。で、議員さんの場合はちょうど政務活動費を全額カットしたら3割カットぐらいになる訳です。まず、理想的に私は政務活動費は全額カットすべき、それが難しいのであれば、報酬を含めて3割カット。やはりもう少し危機意識を持って、この困難に対応。

そして大阪の財政が好転すればその時は住民の了解を得て、また上げればいい訳です。今、非常に厳しい、総務省の基準ではそうではないかもしれないけれども、一般庶民の感覚から考えると非常に厳しい状況にあると。そういう時にはですね、しかも日本を大阪から変えると、そういう旗を振っている時はですね、思い切り先ほど言いましたように、首長さんの報酬はトータルで5割カット、議員さんは3割カットでいくべきだと思います。以上。

(池田会長)

それでは、たたき台の具体の議論をこれより始めたいと思います。順次、たたき台の1からそれぞれ議論を始めたいと思いますが、まずはお手元のたたき台の1で、まずは退職手当の廃止ということを前提とした上で、それを給料の月額との関係でどういう風に捉えるべきかと言う辺りのところで、パターン1、パターン2、パターン3ございますので、これが良いとか、これがダメだとか言う議論でやっていくのもあるかと思いますが、当面これは対象から外しましょうという形で、徐々に限定していくやりかたもあるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

(山崎委員)

これ、改定案がいくつも出ているんですけども、単純に年俸に置き直すといくらになるのかというのを教えてほしいんですけども。何%かというのしか書いてないので。どのぐらいの額なのかというのが良く分からない。

(池田会長)

それは案を絞りこんだ段階で数字をお出ししてという風に思っております、最初からたくさんの数字が並ぶと。ええ、どうぞ。

(倉持委員)

確認をさせていただきたいと考えておりますけれども。この報酬等の減額措置というのは、いつまでとか言うのは決まっているのでしょうか。

(給与課長)

今現在、市長の場合、給料月額の 42%、退職手当については 82%減額しているのですが、この内容は市長が在任中という形で条例を作っております。

(倉持委員)

議員の方は。

(給与課長)

議員の方は、20%の減額というのを毎年更新、1年単位で更新されているという状況になります。

(市会事務局長)

すいません、議員の方を補足させていただきますと、今の任期4月までになっているんですが、その任期一杯までというのを特例条例の中で定めてございます。

(倉持委員)

その減額措置というのは、市長の任期が終わる、あるいは議員については4月になれば、自動的に元の水準に戻るという風に考えていいのでしょうか。

(人事室長)

新たな決議がなければ、本則値に戻ります。

(倉持委員)

新たな決議がなければ本則値に戻ると。そのまま元に戻ると。はい。

(池田会長)

だから、我々が議論するのは、今ご指摘いただいたように、本則値のところをどうするかという議論でお願いするということになります。

先程の議論に戻りますけれども、まず退職手当を廃止ということでお決めいただきました。その上で廃止した分について、年収ベースで考えていくというところでご議論いただいたので、では具体的にパターン1、パターン2、パターン3どれでいくかというところで、少しご議論いただければという風に思います。

(山崎委員)

私の意見を申し上げていいですか。

(池田会長)

どうぞ。

(山崎委員)

パターン1、パターン3、で私はパターン2が良いんじゃないかと思います。全額振り分けというのはちょっとやりすぎかなと思いますし、全額廃止もやりすぎではないかなと思いますので、パターン2の線で考えるのが基本ではないかなと思います。ただ、ここでは50%相当額と書いてありますけれども、それがどれくらいの水準にするかというのが悩ましいとことになるのではないかなと思います。

(池田会長)

必要な段階でまた数字も出させていただきますが、今はまず感覚としてご議論いただければと思います。特に別意見。はい、どうぞ。

(生駒委員)

別という訳ではありませんが、パターン1は私も除外したいと思います。パターン2とパターン3で考えたいと思うのですが、パターン2の場合のこの50%という数字もちょっとこれ固定で書かれているのですけれども、これ、検討の余地があるのかなと思っています。で、パターン3までなってしまうと、全くの廃止というのも、私の前からの意見では、ゼロというのは違うのかなと思っていましたので、パターン2で少し数字を考えるのが良いかなと思います。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。特になければ、これを前提に話を進めるということになりますが、よろしいですか。

では、特にご異存がないということで、これよりパターン2を前提として、退職手当を廃止する、しかし、その50%相当額は給料月額に割戻しと言いますか、復元する形で考えていくという、これを前提に、次の議論に進めていきたいと思います。でそうしますと、改定案の1、改定案の2、改定案の3ということで、これは地域手当を廃止するということで、委員にお決めいただいたところですが、その相当額をさらに給料月額に復元した上で、一般職並みの減額措置を行うというのが改定案の1、改定案の2は地域手当廃止、丸々減額というやり方、それから改定案3はさらにそれに加えて一般の6%減額措置を適用するというございます。これよりまた別の案があるようであれば、その根拠と併せてご提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。もしなければ、この1から3案までで議論を進めたいと思います。

それでは、またこの1から3について、ご指摘いただければと思います。

どなたからでもお願いいたします。

(渡部委員)

ちょっと質問ですが、良いですか。改定案3ですが、一般職並みの改定というのは、具体的にはわずか6%というのはどういう事を基準に。

(池田会長)

注意書きのところにも書いてある訳ですが。

(渡部委員)

前回の改定の。

(池田会長)

市の幹部職員の改定率 5.49%、これを参考の数字として、6%減額ということをして数字として出してもらったということ。

(渡部委員)

私はですね、さっき言った趣旨から、やはり世界的に地方自治コストが日本の場合、特に大阪市の場合は、この前も言いましたけれども、首長が同規模の市で3.5倍ぐらいの格差があると。議員さんで7.4倍ぐらいの格差がある。やはり、より効率的で、透明性高く、公平な制度を作っていくというのを考えると特別職に地域手当なんて、世界にはありません。ですから、私は地域手当を廃止で、後の事入らないと思います。

(池田会長)

ということは改定案の2ということですかね。

(渡部委員)

はい。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(渡部委員)

あ、すみません、改定案2が9.1減ですね。改定案3が、14.6ですが、この計算おかしくないですか。

(池田会長)

これは、退職手当は廃止するけれども、そのうちの半額 50%。

(渡部委員)

あ、年収の倍。はい、了解。

(生駒委員)

パターン 3 でお考えになっている。2 ですよ。

(池田会長)

パターン 2 を前提にご議論いただきたいと思います。

(生駒委員)

2 ですよ。今読まれた数字が 3 だったように思いましたので。

(池田会長)

だから、今パターン 2 の改定案ですと、結局は退職手当の廃止分を給料月額の方に持てきますので、年収ベースで見た場合は、9.8%の増額という形に、まあこれ見かけ上ですけれども、そうなりますということです。

(人事室長)

すいません、ちょっと補足だけ。

(池田会長)

お願いします。

(人事室長)

補足させていただきますとですね、今パターン 3 の年収の改定率 6%とか 9%とか、14.6%とかありますが、これが退職手当を全然考慮しなければ、今現状の年収の額からこっぴだけ減りますというようなイメージとさせていただければ。6%とか 9.1%とか、14.6%に退職手当を積むので、パターン 2 のプラス 11.7%とか、プラス 9.8%とかになるというご理解をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

(池田会長)

さらにご議論・ご指摘・ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

特になければ、市長の給料については、パターン 2 の改定案ということで決めさせてい

たきますが、よろしゅうございますか。

(山崎委員)

あの、いいですか。これ、私計算してみるとですね、改定案の2だと、年収レベルで言うといくらぐらいになる。

(池田会長)

あ、では数字を出して下さい。

(給与課長)

はい、では、パターン2の場合、50%を復元するという前提に立った場合の、改定案1のところ、プラス11.7%となっています。この部分で、年収が29,211,300円。

(池田会長)

改定案1のところですね。

(給与課長)

はい。すみません、もう一度金額を申し上げますと、29,211,300円となります。改定案2の場合は、28,709,100円となります。

(渡部委員)

何%減ですか。さっき11.7で、2,921万だったんですね。

(池田会長)

これは先程説明したとおり、結局50%減を年収ベースで割戻ししますので、現在の見かけ上の数字よりは増額、9.8%の増額になります。

(給与課長)

年収単位で見ると増額になります。4年合計でいたしますと、退職手当も含めて4年合計でいたしますと、その下にあるような20%程度の引き下げになりますという見方になります。

改定案3の場合につきましては、金額が、26,984,880円となります。

(山崎委員)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

総額を聞きますと、2,921万というのも、2,870万でもこだわるのかという話になると思

うんですけれども。私は立場上あまり下げるとというのが好きではないので、申し上げればですね、やはり 3,000 の大台を乗るか、載らないかというのが、1つの大きなポイントになるのかなという風に思っております。議論としては例えばですね、50%という一つの事をベースに計算するということだと思いますけど、3,000 を切るというのがですね、一つの考えかたとして持つのか、どうかというのは、ちょっと皆様のご意見を聞いてみたいなと思うのですが。

(渡部委員)

私も誤解しております、2,921 万、2,870 万要するにトータルでも考えるべきだと思いますので、やはり一般職並みの改定 6% 減があったとしても、トータルで 2,698 万になる訳ですね。それが正しいのであればですね、私の考えは 2 ではなくてですね、3 ですね、3 です。何も 3,000 万、この厳しい大大阪の状況下で、3,000 万ということが、果たして基準になるのでしょうか。1 番心配しているのがですね、今特別職の報酬をいろいろ審議していますよ、このままだったらといきますとですね、一般職の方々の報酬だけではなくて、職員数の削減まで、投資的予算の中でですね、大幅削減までですね、不可避免的に突き進んでいくような可能性が非常に強いと、私は危惧しております。

(池田会長)

はい、ではさらにご議論いただければと思いますが、先程改定案の 2 でまとまりかけたと思いましたが、改定案の 1 あるいは改定案の 3 の点でも議論出ましたが、この辺り幅広にご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

(山崎委員)

すみません、私ばかり発言しますけど。財政の問題とは、確かに総務省の指標で良いのかというご議論はありますけれども、一つはムーディーズとかですね、エスアンドピーの債務の格付けは非常に高いというのがですね、私は国際的に見ても大阪市の財政というのはそれなりに評価されているとう風に判断すべきだろうという風に思います。それをベースに考えれば、我々、大阪市民から見れば、やはりどういう人を市長に迎えるのかということからすれば、一定の年収額はやはり持っておかないと、それだけの人は出てきてくれないという問題があると思います。したがって、あまり下げてしまうと人材を確保していくということについて、あまり良くないということを考えるべきではないのかなという風に思っておりますので。私は個人的には 3,000 万の大台に乗せたいという風に思いますが、理屈が要りますので、理屈が要るところで言うということをするれば、私は改定案の 1 で良いのではないのかなと思います。結果的な数字としては一番近いということで、そういう事で改定案の 1 を支持したいと思います。

(池田会長)

はい、ではさらにご議論お願いします。

(渡部委員)

いいですか、今ムーディーズの件がありました、ちょうど私、アメリカで州政府の公務員の年金が、がらがら崩れておまして、そのちょうどデトロイト市の財政を含めた論文を書いているので、ある程度は勉強したのですが、そういうムーディーズとかというところが危険信号を発するというのが、大大阪にとってはほとんどないことですね、高い評価を得ている範疇の中で、しっかりと将来を見据えて自らを引き締めるといことが大事と思います。

そして、確かにお考えは、年収が少なくなると良い人が集まらないと言いますが、何度も私言いますが、世界共通の原則はですね、また一部には、歴史も文化も違う世界の事を言いますけれども、違うんですよ。より安いコストで、より良い行政サービスをというのは、これ全世界どこの国でも当てはまる大原則で、それを全ての国でも永遠として、努力して追及しています。ですから、夜間に会議を開いたり、土日に開催したりですね、ほとんどの先進諸国におきましては、本業を持って議員をやったりしている訳です。ですから、そういう改革を並行してやるんだということで、ここは大幅なダウンをやはり世界の大大阪の指導者、首長、議員が日本改革の旗を振って、市民に訴えるというのが必要だと思います。

(池田会長)

それでは、改定案の1、改定案の3のご意見出ましたが、それ以外のご意見ございますでしょうか。

(生駒委員)

数字で考えますと、200万ぐらいの差ですよ、数字を見なければ良かったかと、今思っているのが、あまりにも大きな数字なので、うちのエンジニアもいつかは1,000万プレイヤーになりたいと、その何倍もあるので、ちょっとびっくりしている状態なんですね。

ただ、数字を隠して考えた時に、地域手当というのを過去議論してまいりました。その時、地域手当の考え方というのは、なくてもいいのではないかという議論を、私自身はしてきたとっておりますので、地域手当はない、廃止という方向で考えたいと思います。ただ、この数字については、大きいなと面喰っているのが答えになっていませんが、だから1はないということですね。改定案1はないという。

(池田会長)

ということは、2又は3ということですか。

(生駒委員)

それ以下ということはないんですよね。このパターン2か3で考えていると、2又は3になるというか、なってしまう。

(渡部委員)

改定案4を提案されたいい。

(倉持委員)

私も考え方も大事だと思います。やはり地域手当の廃止は明確にした方がいいと思いますね。山崎さんがおっしゃったように3,000万あれば良いのですが、考え方として退職手当を、この際50%カットするというのは、私は妥当な判断だと思いますね。それと何よりも、これは渡部先生も良く言われているのですが、市長というのは立候補して意欲を持って取り組むということで、先程お話にあった3,000万を欠けている数字が妥当かどうかということよりも、一期若しくは二期ですね、きっちりと仕事をしていただく、意欲を持ってやっていただく、それに対する対価として充分ではないですけど、一定の評価は出来るのではないかなと。考え方として、地域手当の廃止を明確にして、退職手当をカットするという部分で、妥協の産物かもしれませんが、私は改定案の2が妥当かなと思っております。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。どうぞ。

(中村委員)

私も地域手当の廃止というのと、退職手当の廃止というのと全く同じ意見です。ちょっと不勉強で教えていただきたいのですが、山崎委員が3,000万を下回ることに、違和感を感じたとおっしゃっていたのですが、3,000万というのは、何か民間などデータの、普通の経営者であればこれくらいはというのなど、こういった根拠かといったところを教えていただければと参考になると思います。

(山崎委員)

今、おっしゃったとおりです。

(中村委員)

民間の。

(山崎委員)

ある程度の事業規模なり、職員の大きさ等々を考えると、やはりこれぐらいの年収というのが、妥当ではないのかなという風に、私は判断をいたしました。

(中村委員)

職員規模を従業員数に見たてて、上場企業で、それなりに経営が、業績が良い企業を対象にして考えていると。すみません、ありがとうございます。

(給与課長)

今のお話でも出てまいりました、民間企業の役員の報酬水準ということで、以前、第2回の時にお渡しした資料、第2回の資料の8ページをご覧くださいますと、グラフと言いますか、表になっているのがございますけれども、これの左側を見ていただきますと、3つの調査機関の水準を書かせていただいておりますけれども、労務行政研究所というところの調べた社長が4,380万、人事院が調査した、これは副社長ですけれども40,469,000円。恐らくこの労務行政研究所も人事院も、比較的大きな会社、大企業の会社を中心にしていくデータと思われます。3つ目にあります、産労総研の3,430万、ここが規模の比較的小さな、中堅どころが入ったデータであるというのが、その9ページ以降の資料でも詳しく書かせていただいておりますけれども、概ねこういった水準が経営者トップ層ではあるということをデータとしてお示ししております。

(池田会長)

ありがとうございます。今日はとりあえず、全ての水準を具体的に明らかにしなければいけませんので、少し、市長の給料額についてご議論いただきましたので、この辺りを決めていきたいという風に思います。具体的なロジックとして、説得力がどれだけあるのかということに言えるかと思いますが、すみません、私も1委員としての感想を率直に申し上げるのであれば、今倉持委員がおっしゃったような、やはり地域手当の廃止という形で明確にいたし、それをクリアに反映しているというのが、1番ロジックとしてはすっきりしているのかなという風に思います。

(渡部委員)

確かにこういう考え方もあるし、ある程度の進歩性の高い企業ということは私も理解しています。しかし、これはあくまでも健全に推移している企業でありまして、さっきも言いましたけれども、いいですか、1996年に大阪市のですね、歳出の内公債費というのが僅か5.7%だったんですよ。それが14.3%に増えて。扶助費はですね、1996年度には12.2%だった。それが倍以上に、30.8%に増えておると。で、人件費が17.7%から、11.7%に減つとる。こういう厳しい時期にはですね、こういう健全な成長企業のですね、この数字は

ですね、出して、それを基準にするということは、私は妥当ではないと。大阪の公債費率や扶助費率を、こういう対策をきちんとして、1996年ベースぐらいに改善されたら、私は、3,000万でも、4,000万でも賛成しますよ。しかし、今はそういう時期ではないのだと、危機的状況だという危機感が必要だと思います。

(池田会長)

はい、皆さんそれを共有しながら議論していただいています。

(山崎委員)

私も、そういう議論経過の中で見れば、2に変更したいと思います。

(池田会長)

はい、分かりました。

それでは多くの委員の方は、改定案2ということでよろしいでしょうか。

(渡部委員)

挙手か何かではっきりしましょうよ。でないと、よく分かりませんよ。

はっきりとみんなが、結果に対して責任は、8人もの委員が負うということですからね。

(池田会長)

では、パターン2の改定案2と、改定案3で決を採らせていただきます。パターン2の改定案2に賛成の方は挙手をお願いします。私も挙げてよろしいですかね。一応委員なので。6、はい、ありがとうございます。それから、改定案の3に賛成の方、お願いいたします。改定案の3は、2票ということで。

(渡部委員)

改定案の4でも良いんですよ。

(池田会長)

議論するというのは非常に大事なことでございまして。

それでは、市長の給料額につきましては、パターン2改定案2で決めさせていただきます。

それでは続いて、今度はページをめくっていただきまして、たたき台の2、副市長の給料の額それから退職手当の額について、議論をお願いいたします。

これまで地域手当につきましては、市長と同様に廃止すると、それから退職手当については、これは存続するというので一応まとまっておりますので、この点も踏まえてご意

見をいただくということになります。給料と退職手当、いずれにしましても、年収総額的なところで言いますと、当然相互に影響を及ぼす関係でございますので、併せてご意見をいただくということになろうかと思いますが、あくまでたたき台でございますので、これ以外の案をご提案いただく場合につきましては、論拠をご説明の上、ご意見をいただければと思います。

それでは、まずは、関連はしますけれども、副市長の給料の額ということで、ご議論いただきますが。退職手当の議論と絡んでおりますので、なかなか分けにくいところではございますが、どこからでもご指摘いただければという風に思います。市長の関係で、地域手当は廃止という形でいきましたので、多分整合的な観点からいくと、給料のところは、たたき台の2でございますが、改定案の2辺りになるのかとは想像しますが、別に偏見がある訳ではございません。

(生駒委員)

改定案の2に賛成します。

(池田会長)

いかがでしょうか。

(倉持委員)

私はですね、副市長は一般職の延長線上のようなところにあると思って、市長と違いまして、選挙で選任される訳ではありませんので。そういう意味では、地域手当の廃止プラス退職金も支給をすべきだと、私は思っていますので、地域手当の廃止プラス一般職並みの改定ということで給料に対しては、私は改定案3で良いのではないのかなと思います。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

(渡部委員)

私も、色々、改定案4を提案しても良いのですが、副市長という特殊な立場ということを考えて、改定案の3に賛成いたします。

(池田会長)

はい、他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(藪根委員)

私は、改定案2の方で賛成です。

(池田会長)

事務局の方で、先程の市長とのバランス的に何か、ご指摘いただくようなところはございますか。特に今改定案の2と、改定案の3が出ましたけれども、それは特にバランスから見て、2でも3でも、それは特に問題ないという認識でよろしいですか。

(給与課長)

はい。あの。

(池田会長)

いきなりふって申し訳ない。はい、どうぞ。

(人事室長)

退職手当も含みで。

(池田会長)

含みで。

(人事室長)

4年間トータルでという話してなさるのであれば、市長と比べて。

(池田会長)

話が違うと。なるほど。

(人事室長)

今、ちょっと金額申し上げても、退手の話が後で出てくるのであれば。

(池田会長)

そうすると、退職手当について、一応、改定案の1から3まで用意させていただきました。退職手当は廃止しないということで、現行の水準維持、これが1。それから、政令指定都市の平均値ということで、改定案2。それから、改定案の3は、すぐに本則値とは関係なしに、現行カットされているので、そのカット水準に本則値を合わせるという、3ということで、改定率は下に書いておりました。では、このところも併せて、ご議論いただければと思います。

改定時期の関係は後ほど、一括してご議論いただきますので、ここは純粋に金額、水準のところ、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

まあ、それぞれ一応の数字というかロジックはありまして。なかなか議論はしにくいかもしれませんが、この案は外しましょうということでも構いませんし。いかがでしょうか。

(給与課長)

すみません、事務局から少し補足させていただきますと、退職手当を考える場合に、退職手当の基礎額が給料月額になりますので、例えば、退職手当の改定案1は現状を維持すると書いてましても、給料月額が下がれば当然そこは下がるという、そういう仕組みになっているということはまずご理解いただいた上で、ご議論いただければと思います。

(人事室長)

先程のご質問で、年収で言えば、いくらになるのかというのは。

(給与課長)

改定案2が、18,961,200円。あ、すみません、18,916,200円です、失礼しました。それから改定案3の方が、17,777,880円ということになります。

(池田会長)

あくまでこれは本則値の問題です。複雑方程式にいきなり入ってしまったような感じがいたしますが、もともと地域手当を廃止するところを出発にして、改定案2、改定案3、給料については、そういうご指摘をいただきました。まるごと地域手当を廃止した上で、やはり副市長のおかれた地位、公選制ではありませんので、その辺りを一般職幹部並みにさらに削減というのも、これもロジックとしては、一応理が通っているかなという風には感じますが、いかがでしょうか。

(山崎委員)

給与3レベルまで下げると、退職金に相当ひびいてくる部分が、やはりあるのではないかなと思いますし、したがってその辺りのバランスをちょっと考慮すると。

(倉持委員)

あの、私、改定案3に賛成したのは、逆に言うと、退職手当は現行どおりでいいのではないかと。ある意味セットでお話しをさせていただいたという風に。

(池田会長)

ということは、現行の支給率を維持ということになりますと、先程の給料月額を。

(倉持委員)

だから、自動的に退職金を、14、15%ほど減ると。

(給与課長)

すみません。地域手当は退職手当の基礎額には入りませんので、給料月額が6%ぐらい下がった状態で退職金を計算するという事です。つまり、下に書いています、退職手当のカット前の金額、2,549万円が6%下がったような水準になると、そんな考え方です。

(池田会長)

分かりました。

(渡部委員)

私ももっと厳しくすべきだと思いますけれども、やはり、選挙で選ばれる首長さんを自主的に、理論面、実務面で支援する職種と考えたらですね、やはり、改定案3も、やむを得ないかなという風に考えます。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。ちょっと、山崎委員、改定案3かなという風におっしゃったので、出来れば全員一致で。

(倉持委員)

私はその前に退職手当は現行どおりにしてもらいたい。

(池田会長)

ええ、分かりました。一応ここは仮決めで。改定案3でよろしゅうございますか。

(渡部委員)

いや、現行どおりというのは、私は、ちょっと違和感がある。

(池田会長)

いやいや、まあ、それは退職手当の事ですが。とりあえず、給料については、仮決めがもしもませんが、改定案の3ということで、全員一致でよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

では、その上で、退職手当について、1、2、3という風に、提案させていただいておる訳ですけども、改定案1を支持するというご意見をいただきましたけれども、それ以外のご意見いかがでしょうか。

(渡部委員)

いや、これは、退職手当は、私は改定案 3 を、かなり余裕を見ても、改定案 3 にするべきだと思います。

(池田会長)

はい、さらにご指摘いただければと思いますが。いかがでしょうか。

(倉持委員)

給料の方を改定案 3 にして、退職手当を 50%カットにすれば、市長よりも削減率が大きくなってしまわないかと思うのですが。副市長の方が。現行に比べて。当然の事ながら。

(渡部委員)

いくぐらい変わりますか。

(倉持委員)

先程市長の場合はですね、一般職並みの改定については、取り上げなかったんですね、退職金が減額されるということを前提に。で、副市長でそういうことにすれば、ちょっと整合性がとれないのではないのかなと思います。

(池田会長)

先程の市長の関係で言えば、20.3%減という、4年間の総額の減額率。それとの見合いで、どうなのかというご指摘で。

(渡部委員)

実質的な副市長の改定率はなんぼになりますか。

(給与課長)

すみません、今計算しますので、ちょっとお待ちください。

(池田会長)

どっちにしても、10%をはるかに超える。

(給与課長)

市長よりも、先程おっしゃられた 6%よりも確実に超えますので。改定率は大きくなると思います。

(生駒委員)

はい。

(池田会長)

はい、どうぞ。

(生駒委員)

先程、給料の改定案3と手を挙げたんですけれども、退職金の事も含めて考えますと、市長の時に改定案2で、退職金は50%という案でやったとすると、それと逸脱するのは良くないのかなと思いますと、給料の方が改定案の2で、退職手当がこれ、どれになるんですかね。市長の時と併せると。

(池田会長)

市長は退職手当はなくなりましたけど。

(生駒委員)

ただ、相当額というのは入れましたよね。

(池田会長)

50%。

(生駒委員)

50%ですよ。相当額を入れたということで、それで考えると、50%というのはどれになるのかが分からない、それにイコールにする必要はないんですけれども、それより下回るようなことにはならない方が良いと思います。

(池田会長)

改定案の2、改定案の3と、給料が2で、退職手当が3のご指摘、ご意見であろうかなという風には受けとれました。さらにご議論いただければと思います。

(山崎委員)

すみません、これまでの議論経過からすると、市長の場合は退職金というのは仕組み的に不要だろうという議論。それから、副市長の場合は、残すべきであろうという議論をしてきたと思います。普通に残すということを考えての方が私は良いのではないのかなと。したがって、給料も下げれば連動して退職金も非常に大きく下がってくるということがあり

ますし、3を選ぶのであれば、改定案の1と組み合わせるのではないかなという風に、私は思います。

(池田会長)

3、1のパターンについて、ご指摘を。

(渡部委員)

ですから、今なんか数字を計算されておられるらしいですから、ここで決めるのではなくてですね、具体的な数字を提供いただいた段階で、あ、もう分かってるんですか。

(池田会長)

すぐ出ると思いますが。

改定案の3を前提に、改定案1だと。いかがでしょう。改定率が難しければ金額だけでも。地域手当が10%でしたっけ。それと、その一般職並みの6%減。6%減がそのまま退職金に反映されるとすれば、いずれにしても6%ぐらいの数字ですか。

(給与課長)

すみません、お待たせいたしました。今計算したところでございますが、先程の市長の場合が、パターン2の改定案の2ということで、4年間総額で見ますと、20.3%のマイナスということが、そこにお示ししておりますが、これに比較する形でありますと、副市長の給料を改定案の3でいった場合の、退職手当1の場合であれば、マイナス12.6%。で、例えば3の場合であれば、マイナス23.6%。あ、すみません、3の3ですね。23.6%のマイナス。

(渡部委員)

2だったら、どうなるんですか。

(給与課長)

退職手当の2の案の場合は、16.8%。

(池田会長)

改定案の3をベースにして、3の1、それから、3の3のご説明いただいたので、改定案の3の改定案の2、3、2で。

(人事室長)

改定案3の退職手当2のバージョン。

(給与課長)

地域手当廃止の上に、一般職並みの6%マイナスという給料にした上で、退職金を2にした場合は、16.8%のマイナスとなります。4年間総額で、16.8%のマイナス。

(渡部委員)

3の3が、23.6%。

(給与課長)

そうです。

(池田会長)

にわかには解釈しましたので。

(倉持委員)

4年間の年収ベースで、市長が20.3%のマイナスで、副市長が23.6%のマイナスというのはちょっと厳しい感じがいたしますね。だから、3は、私は、あまり考えるのはちょっと、市長よりカット率が多くなる理由というのが明確にしづらいですね。

(池田会長)

ありがとうございます。

改定案3、改定案2のパターンについて、種々の意見が出ましたが、いかがでしょうか。

(渡部委員)

財政の実態から見たら、3と私は言わざるを得ないのですが、副市長のですね、首長さんの支援や重要性を考えたら、2のマイナス16.8%に賛成いたします。

(池田会長)

出来れば全員一致で、まとめさせていただければありがたいのですが。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、もう挙手をしないで全一致ということで、副市長の給料につきましては、改定案3、さらに地域手当の廃止、それから一般職並みの改定6%減、副市長の退職手当については、退職手当としては維持するけれども、現行の本則値については、改定案の2で、政令指定都市平均にするという形で決めさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局、以上、市長、副市長、決めましたが、何か議論が足りていないところが、ございますか。あるいは、バランスのところでご指摘いただくところはございますか。

(給与課長)

いえ、そのバランスも今ご議論いただいたのかなと思います。

(池田会長)

大丈夫ですね。

はい、それでは市会議員の報酬、それから政務活動費について、これよりご議論いただきます。ページをめくっていただきまして、たたき台の3でございます。まずは、市会議員の報酬の額、これも政務活動費と関係しているということになるかと思いますが、ご自由にご議論いただければと思います。

(渡部委員)

これ、改定案1と2だけですが、私は改定案3として、やはり3割削減ということをご提案したいと思います。ちょうどその額は、年収ベースで言うとだいたい政務活動費、を入ると、2,308万になりましてですね、その2,308万のうち、684万の政務活動費は、29.6%になります。ですから、とにかく世界に類を見ないような政務活動費、これを大阪から廃止するんだということをごですね、強く透明性と公平性と効率性を日本全体に発信してですね、より安いコストでより良い地方行政をとということをごですね、私は3割カットすべきだと思います。

特に、この政務活動費、私はですね、横浜、川崎、名古屋、京都、府県ベースも含めてですね、調べておりますが、驚きますよ。例えば、政務調査費関係というのがですね、大阪市の維新の会から公明、自民、そして共産まで含めて、最高でも公明党の6.9%ですよ。何が一番多いかと言えば、人件費ですよ。維新の会が45.7、そして共産党49.8、要するに実質的な第2の報酬です。これに事務費、事務所費を入れますとですね、もう、7割、8割、9割になる訳です。ですから、とにかく理論的にはですね、首長さん5割、議員さん3割、で、3割のあり方もですね、もし可能であれば、大阪から、議員活動費は全廃するというごことは私は提案したい。それがだめだったら、トータルで3割カット。それでなければ困ります。

(池田会長)

今ご指摘いただいたところ整理しますと、議員報酬について30%減、それから政務活動費についても。

(渡部委員)

トータルで考えるのだったら、給料も報酬も政務活動費も3割減。

しかし1番、大阪からですね、透明性、公平性、効率性を、地方行政の効率性を訴える

立場からはですね、私は金額的には同じですから、大阪から政務活動費は全廃するという
ことを提案します。

だから、29.6%減です。

(池田会長)

すみません、私の理解が届いていないので、確認したいのですが、議員報酬について30%
減、政務活動費についてはこれも、

(渡部委員)

30%減。

(池田会長)

30%減。

(渡部委員)

しかし、可能であれば、トータルで同じならばですが、報酬はいじらなくてもですね、
政務活動費はゼロにすると。それが1番の私の提案です。

(池田会長)

あの、提案は1つに絞っていただきたいと思いますが。

(渡部委員)

私はですね、大阪から政務活動費は全廃すべきであると。

(池田会長)

その場合の議員報酬はどうなるのですか。

(渡部委員)

同じです。29.6%の減になります。トータルで。

(池田会長)

結果として。

ということは、議員報酬は現行の水準を維持すると。

(渡部委員)

そうです。それ以上の事は要求いたしません。

(池田会長)

要するに政務活動費全廃のご提案が出ました。ということで提案させていただきます。一応、たたき台でそれぞれ用意させていただいておりますので、それについてご議論いただければと思います。

(倉持委員)

いいですか。政務活動費と議員報酬は分けて考えていかざるを得ないと思います。もちろん第2の給与と言われている部分はある訳ですけども。やはり、本来のあるべきすがたとして政務活動費の透明性というものを高めていく努力を、一方でしなきゃいけない。で、議員報酬は、議員さんのヒアリング、あるいは事務局から出していただいた資料なんかで、現状は、専門性が非常に高い訳ですので、専門性が高くなければ、渡部先生言われるように、夜間でゆったりしたらいいと思うのですけれども、コストを低くすることも可能だと思うのですが、それであれば、むしろ專業禁止かなんかをしなければ、今の形変えるのはなかなか難しいではないかと。そこまでやらないのであれば、やはり議員報酬は、今の議員が活動するための、ある程度生活給的な意味合いとみなざるを得ないですし、政務活動費は政務活動費として、透明性を高めていくというスタイルにいくべきだと思います。金額をどうするかは別にして、やはり足してコスト削減という考え方にはちょっと、私は立てないなと思います。

(池田会長)

その上で、倉持委員が結論として、どういう風にいかれるのでしょうか。

(倉持委員)

やはり一般職並みの削減、改定案1で議員報酬は良いのではないかと。2については、昨今やはり色々な批判もある訳ですから、そういう事を踏まえて、また市の財政状況も鑑みてですね、五大市の平均水準である改定案の2にすべきではないかなと思います。

(池田会長)

それでは、生駒委員。

(生駒委員)

はい。多分前の議論の際にも申し上げたと思いますが、報酬については生活給と考えております。今カット後の水準で運用を行われております。私は改定案の2を出します。

活動費については、私は必要と考えます。色々ありますが、きっちりと活動していただいて結果を残していただきたくべきと思っております。これについては、改定案の2を

出させていただきます。

(池田会長)

そうすると、2の2の案について、ご指摘をいただきました。それから、1の2のパターンでご指摘いただきました。

さらに、ご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

(渡部委員)

大事な点なので、全員に発言していただいたらどうでしょう。

(池田会長)

ええ、もう全員から発言していただければと思っております。

(山崎委員)

給与、報酬というところではですね、私も改定案の1を選択せざるを得ないのかなという風に思います。今、14%下げておりますが、実態としては、非常に厳しい生活なり、これ、政務活動費だけではないので、議員としてやっていることはですね。そういう意味からするとですね、色々な政務活動費で処理出来ない経費も含めて、この中に食い込んでくるというのが彼らの生活実態でありますので。そういう意味で言えば、私は、改定案の1。本当は、現状維持と言いたいところですけども、一般職員並みということから言えば、選択せざるを得ないのかなという風に思いますし、それを前提とするならば、私は政務活動費は改定案の1でも良いのではないのかなという風に思います。

(池田会長)

はい。さらにご議論いただければと思います。特にまだご発言いただいていない方、ご自由に。どうぞ。

(藪根委員)

私も議員さんの活動内容をヒアリングした際に、プライベートもかなり拘束される時間も多いですし、ある程度の報酬の補償というのは必要ではないかなと思うんですけども。やはり、私は議員報酬に関しては改定案の2で。後、政務活動費は改定案2若しくは、もう少し引き下げを提案出来たらなと思うんですけども、議員の方々にとって、やはり政務活動費というのは絶対必要な額だと思いますので、支給を前提と考えて、もう少し額を下げる方向で話し合いが出来ればと思っています。

(池田会長)

はい。水準が 10%よりどこまで刈り込んでいくのかという具体的なところで、提案いただければありがたいと思うのですが。

(藪根委員)

20%くらい。

(池田会長)

そうすると、その論拠はいかがでしょうか。

(藪根委員)

論拠ですよ。

(池田会長)

分かりました。少なくとも、改定案の 2、政務活動費については、というご指摘だという風にとれました。それではまたご議論いただきます。

(西委員)

議員報酬の方は、この間のヒアリングの時にも、多分共産党の方だったと思いますが、議員さんで色々話しあった妥当な線とだとして現行のカットにしたという話があったと思うんですね。ということは、現状維持が議員さんたちも妥当な線だと思われておられるのかなと思いますので、本当はもっと下げたいという部分はありますけれども、とりあえず、この報酬は改定案の 2 で。

政務活動費は、この間も色々とお話したんですけれども、10%減でいいのかなと思いますけれども、一応、改定案の 2 で。そして、収支報告書の方をもっと透明性とか色々な問題などを、もっときちんとやってもらえるような方法を考えてほしいなと思います。

(池田会長)

政務活動費については、1。

(西委員)

2 です。

(池田会長)

2 ですね。では、2 のパターンについてご指摘いただきました。どうぞ。

(中村委員)

私の意見は、議員報酬に関しては、改定案1だと一般職ではないので、前の市長の考え方に併せて選挙で選ばれていますので、6%というのは適切ではないと思いますので、2の方で。政務活動費は、この間、会議の後に資料を拝見させていただいて、正直な感想のところ、適切に使われているのかというのが全く分からなかったというのが、すごい恥ずかしいのですが、本当に率直な意見で、私が見させていただいた資料で、すごい目に付いたのが、ガソリン代と駐車場代が異常に多くて、なぜ、大阪市内を車で移動する必要があったのだろうかとか、その辺りが、ちょっと良く分からなかった。政務活動費については、もちろん削減が必要だと思います。ただ、何%か明確に言ってくれと言われますと、どれくらい本当に必要なのかが分からないので、何とも、私の方では判断つきかねます。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。ということで。

(渡部委員)

今ですね、ご意見、私の意見を言っていていいですか。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

まず、政務調査費から活動費になった、あの時もですね、衆議院、参議院の議事録を調べましてもですね、衆議院では突然出して、自主的に出して何の審議もなかった。スタッフの方はよくご存じだと思います。参議院では、共産党と社民党が、形式的な質問をぱっとただけでですね、後は満票一致で成立している訳ですね。非常に不明瞭です。

もっと具体的なことを言いますと、例えば大阪市の場合ですね、維新の会が平成25年度ですよ、政務活動費のうち4.4%を、政務調査費に出しています。公明が6.9、自民が4.6、大阪が3.8、共産が0.02。これはですね、ほとんどが、タクシー代、ガソリン代、駐車場代なんです。これはですね、他の政令市もですね、似たようなものでありますが、非常に大阪が著しいと。そして、その他の政務活動費の項目、全部、私比較しておりますが、とにかく支払いが人件費も含めましてですね、払った相手もですね、住所も氏名も全部、黒塗りなんです。ですから、非常に不透明で、とにかくこれは政務活動費だと言えば、全部通っちゃうと。兵庫県はもっと極端だったんでしょうけど。さすが、大阪市の場合はそこまでいっていない。そら当然、天下の大阪ですから。しかし、リスク的にはですね、タクシー代、ガソリン代で政務調査費として計上していると。先程も言いましたように、最大なのは、人件費であると。それも、どこの誰に払ったのかさえ分からない。そして、事務費、事務所費、これと人件費とを比べたら、合計したら、事務費、事務所費、人件費、

もう7割、8割、9割までいく訳ですね。要するにこれはですね、政務活動なんかではない訳ですよ。要するに、第2の報酬に墮落してしまっていると。だから、私はですね、政務活動費はですね、まず、日本を大阪から変えるという風に首長さんが言われている訳ですから、まず、不透明・非効率・不公平な政務調査費は大阪から全廃するということをすべきだと思います。で、結果的にはそれが、29.6%の削減になります。以上。

(池田会長)

はい、今ご指摘いただいた政務活動費の使途、それから情報開示等々についてはやはり、透明性の観点から当審議会としてもやはり、指摘すべきところがあるかと思しますので、その辺りは意見としてきっちり盛り込むような形で検討いたします。その上で、今渡部委員から政務活動費については全廃というご提案が出ておりますので、これについて、賛同される方ございますでしょうか。はい、それでは一応、政務活動費については、残すということ的前提にして、改定案の1、又は改定案の2を前提ということに、これより議論を詰めていきたいと思えます。これは、議員報酬と絡んでおります。先程委員の皆さんの意見をお聞きしたところでは、議員報酬、それから政務活動費のパターンとしては、改定案2の2のパターンが比較的多く出た意見かなという風に思いました。それ以外の意見もいただきましたけれども、もしまとまるのであれば、このような方向で、当審議会ですとまとめるという形でいかがでしょうか。議員報酬の改定案の2では、きつすぎるという意見がありましたら、またそれもお願いいたします。

(倉持委員)

よろしいですか。

(池田会長)

ええ、どうぞ。

(倉持委員)

先程、西さんが言われたように議員間で話し合いの結果、現在のカット後になっていることですが、これは、市長も、副市長もカットされると、議員としてもある程度の期間であるから、それを見習ってカットしようということであったのかなと思えます。ただ、ある程度のこういう恒久的措置ということになれば、あまりにも、市長、副市長の退職手当のスタイルを別にすればですね、議員報酬のカット率がちょっと酷ではないのかなと私自身は思いますが、

(池田会長)

はい、ありがとうございます。さらにご議論いただければと思います。

(山崎委員)

私もすみませんが、何度も申し上げて、下げるのはあまり好きではないので、私も改定案の1が妥当ではないのかなと思います。今倉持委員からもご指摘があったように、色々な審議の状況の中で、今14%という枠の中で彼らがやってきているということでございますけれども、それを固定ということではなくて、やはり今の社会情勢含めてですね、一定程度戻すということをやっていかなければならないのかなと思いますし、そういう意味では、6%程度一般職並みというのが、一つの目安として言えばですね、あるのではないのかなと思います。

(池田会長)

はい、いかがでしょうか。今、事務局の方で補足いただくものはありますでしょうか。特にないようですね。それでは、さらにご議論いただければと思いますが、なければ議員報酬について、改定案の1、又は2ということで、挙手で決めるという段階に進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(倉持委員)

確認なんですけれども、改定案の2にした場合はですね、例えば副市長と比べた場合、副市長は地域手当の廃止はありますが、減額の率は一般職並みということになりましたが、もちろん退職手当もありますけれども、議員についてはその一般職並みを超えてですね、現行カット水準に持っていくと、そこは、議員さん自身に当審議会として、どういう説明をしていくのかなと。そこをやはり踏まえておかないと、この現行カット並みというのが言いづらいのではないかなと思いますけれども。いかがでしょうか。

(池田会長)

ありがとうございます。事務局の方で、何か補足出来る説明はございますか。

(給与課長)

今、倉持委員がおっしゃった根拠のところというのは、やはり当審議会としても、どうしても答申に書き込む必要がございますので、その辺りの理屈付けと言うのが。

(池田会長)

後、公募区長の水準との関係でどうなります。

(給与課長)

先程も少しだけご説明申し上げましたけれども、議員報酬の改定案の2ですね、1番下

の議員のところを見ていただきますと、1,391万円という、これが今現状のカット後をベースとした場合の改定案2としておりますが。前回説明した、相場感というところで、特別職と一般職との関係性をご説明させていただきましたが、大阪市の場合、公募区長というのが一般職の最高位ということになりますが、そこが、1,352万円ということですが、マイナス改定がありまして、水準にあります。当初1,400万円で設定がされております。1,400万円で公募してきたという経過がございますので、今後、景気も若干回復の傾向がありますので、今後給与改定が行われてきた場合に、議員の水準と一般職の水準というところが、改定の内容によっては逆転してしまうということが起こるのではというところは危惧しております。

(池田会長)

はい、さらにご議論いただきます。どうぞ。

(渡部委員)

今、景気が少し良くなったということを言われましたけれども、ちょうど私も論文書いていたところなのですが、いいですか、ドイツの10年後の国債が、歴史上初めて1.0を割ったんですよ。ですから、日本では、あれやと言っておりますが、世界的には大不況の再来とまで真剣に、皆、地方銀行の連中などは危惧しておる実態にあります。ですから、もう少し世界経済だけではなく、世界の地方自治も含めて少し、自主的に踏み込んで真剣に考えるべきだと思います。何度も言いますように、大阪の歳出に占める、公債費や扶助費がどんどん大きくなり、人件費もどんどん細っていると。そういう抜本的な改革がなくして、あまり報酬は下げないというようなことは、ちょっと明日の大大阪が心配になってしまいます。以上。

(池田会長)

それでは、確認しますが、政務活動費については、改定案の2で10%減ということで確定させていただいたという理解しております。その上で議員報酬ですが、改定案1と改定案2について、これまで色々ご議論いただいたということで、挙手を採ってまいりたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、改定案1に賛成の方。はい。

改定案2に賛成の方。はい、ありがとうございます。

それでは、改定案の2が多数だということで、審議会として、議員サイドのある種政治的判断でされているということで、この数字を本則値に反映するということは重い判断であるかと思いますが、その意味でなぜ14.3%減なのかというところの、ロジックというところが、先程公募区長との水準の関係で非常に近接して、ひょっとすると逆転するというようなところで、ロジックとして少し弱い面があるのではないかというご指摘をい

いただきました。その上で、改定案の2で決めさせていただいてよろしいかというのを、改めて確認させていただきたいと思います。特に誰かにとやうことではなしに、ご自由にご意見いただければと思います。どうぞ。

(生駒委員)

今の先生のお話を聞いて、例えばなぜ、改定案の2に頭がいくのかなと思いますと、昨今色々なニュースであるとか、情報を聞いて一生懸命がんばっておられる議員の方々がおられるのですけれども、色々不祥事が目立っているということと、政務活動費が非常に分からない、見ても分からないというところで、2の2になってしまうのかなと思います。ところが、先生のお言葉を聞いて、例えばですが、報酬を2とするのが非常に難しいのであれば、報酬を1、改定案の1。ただし、政務活動費は、改定案3というのがないのですが、今そこが1番見えなくて、分からなくて、疑問を持ってしまうというところで、改定案3で、例えば20%という数字が出たんですけれども、一度そこで考えてみる。活動して足らなくなっているというのも考えられるんですけれども、上げるというのが可能なのかどうなのか分からないんですけれども、先程の先生の意見でそれを少し感じました。

(山崎委員)

こういうものは下げると、上げるのはなかなか大変で、まずは上がらないという風に考えられた方がいいかと思います。報酬が15%近く下がるというのは、ご自身にあてはめて考えられると良いと思うのですけれども、自分の報酬が15%下がるということに対して、基本的にはそれなりの理屈というか、その事が理解される理由みたいなものがないとなかなか理解を得難いと思うのですけれども、それから政務活動費の問題も、もちろんそういう見方は多々あると思うのですけれども、その衆議院、参議院の審議の仕方が悪いということもあるのですけれども、これは法律で規定されて、条例で定義をされた形でやっているということからすれば、それなりに判断をしていかなければいけないと思うんですね。したがって会長が言われていますように、これの透明化というのは厳しく付言を付けないといけないというのは私も思いますけれども。実態として、先生方は事務所を持たなければならないですし、そこに人を置かなければならないですし、そのことに経費が掛かるということも事実でありますので。しかも、大阪は地方と比べるとそういう経費が高く掛かるということも事実ですので、是非ご理解をいただきたいなと思います。

結論は皆さんの、議論の結論に従いたいなと思います。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。

(倉持委員)

私も結論はともかく、副市長の報酬カットが一般職並みの改定で、議員だけなぜ現行カットなのかと言われた時の答えを、当審議会としてきっちり、こうだからこうですよということを、きっちりと言わないと。説明がきっちり出来ないと思いますね。市長、副市長と決めてきて、議員だけどうして現行のカット水準なんですかということ。もちろん公募区長との絡みもありますが、それよりも、この審議会で決めている特別職との報酬を決めていっているプロセスに、ここだけこうですよということについて、はっきりした説明をしなければ責任をはたしていないということになるのかなと思います。

(池田会長)

ありがとうございます。

それでは、さらにご議論いただきます。いかがでしょうか。

(生駒委員)

はい。市長の場合、退職金という考え方をなくして、相当額という年収に組み込みましたよね。年収という考えかたで、20.3%という数字がさっき出てきた。

(倉持委員)

副市長の場合。

(生駒委員)

副市長の場合、16.8%ですね。それと比べると、14.3%ですので、マイナスの水準の範囲内なのかなと思います。説明出来るのかなと思います。

(倉持委員)

退職手当は、政令指定都市並みということですから、そういう事で納得がありますかね。

(中村委員)

今までの議論の流れで言うと、副市長は市の職員に参加されて、退職金も支給されるのが妥当だというような流れだったと思うので、副市長と議員を比較する必要、それに合わせる必要はないのかなと思いますが。

(倉持委員)

私言っているのは、カット率がどうこう言うよりも、報酬において一般職の報酬をカットしているので、特別職も同じパーセンテージ、それ以上やりましょうという部分があったと思うんですね。基本的な考え方として。退職手当は別にして。そういう考え方でいって、市長とか副市長も、現実的には2割カットになっている訳ですけども、それを議員

報酬についても、年末の賞与ですね、これは現行のままで、報酬は2割カットで結果的に14.3になっていると思うんですけども、そこだけ現行の2割カットだけですよということですね、本当に良いのかなという気がいたします。

それで良いんだということであれば、いいのですが。

(渡部委員)

はい、簡単に申します。何度も言いますが、大阪の歳出がピークだった1996年、1兆8,600億円。それに対して、2014年度の決算の数字、1兆6,800億円。9.7%も減ってきた。その中でもですね、公債費は227.7%もアップし、扶助費は229.9%もアップしている。逆に人件費は59.7%ダウンしていると。そして色々情報を集めても、この、公債費、扶助費、人件費に対する明確な対応策は特にない訳ですね。そういう時に、立法機能と行政監視機能を有する市議会議員が、3割ぐらいの負担を負うのは当然であると。この8年間で、このように公債費、扶助費が2割以上も増え、特に明確な対応策がない状況なのであれば、大大阪市ががらがらと崩れるという可能性が非常に強いと言わざるを得ない。そういう時に3割と私は言っている訳ですけども、これが1割でさえ理論的に難しく、根拠がないと言うのであれば、私は、到底妥協出来ません。立法機能と行政監視機能を有している市議会議員でしょう。当然1歩、2歩、3歩先を読んでですね、自らマイナスを被って、そしてより良い大阪を作るために努力すべきです。

(池田会長)

今、渡部委員から財政関係についての、先程説明いただいたところに関連するような話でありましたが、担当部局の方で何か補足いただくことはございますか。

それでは、議論を続けさせていただきたいと思います。

先程の意見分布では改定案の2の方が、多数だったところでございますけれども、少しロジックと言いますか、最終的には議会が条例で決めることとなりますので、そこに説得力のある形で、根拠というのをやはり審議会として示す責務があるのだろうという議論になっているのかと思います。その辺りで少しご議論いただければと思います。

議員の各会派の代表の方から色々ヒアリングをし、全委員が出席いただいた形で、議員活動と言いますが、議員の業務のボリューム感は共有出来たのではないかという風に思っておりますが、その上で1にしる2にしる、どちらにするのかとうなかでの、説得的な説明というのは当然迫られるのだろうと思います。

いかがでしょうか。特にご議論なければ、もう一度最終確認で、挙手を採らせていただきますでしょうか。それでは、今度は順番を逆にしまして、改定案の2の現行カット後の減額を報酬水準に改定するという改定案の2に賛成の方、挙手をお願いいたします。はい、変わらずですね。では改定案1に賛成の方。2人、ありがとうございます。

それでは、当審議会として、ロジックのところは、会長一任で、ない知恵を出させてい

ただきますが、審議会が出した結論について、議会の方が賛成しないということで、条例を通さないということになるべくないように、最大限の知恵を絞りたいと思いますが、非常に厳しいご議論をいただいた結果、改定案の2ということで決めさせていただいたとうことでさせていただきます。

政務活動費については、改定案の2で10%減ということにさせていただきます。

事務局の方で、今までのところで全体含めて、何か漏れがあるところございますか。改定時期については、これから議論いたします。

(給与課長)

すみません、今までご議論いただいた中でも、一般職の幹部職員6%と言うことで、ご議論いただいた中で、今更何を言っているのかと言われるか分かりませんが、これまでの職員の改定の積み上げになってございます。で、この9月の恐らく中旬か下旬くらいで、今年度の人事委員会勧告というのが出てまいりますので、その結果によりまして、本市の一般職の職員の数字が若干うごく可能性がございます。それで、その辺りの数値も次の審議会にもし間に合うようであれば、反映させた形でもう一度皆さんに見ていただきたいと思えます。今、6%と言いますのは、現時点での数字であると。若干うごく可能性もあるとうことだけ頭においていただければと思えます。

(池田会長)

ありがとうございます。当審議会で本日決めたことが未来永劫ということではございませんので、様々な状況を勘案しながら、機動的に対応出来るような審議会であればと願っております。

それでは、ありがとうございます。水準の議論が終わりましたので、今度は改定の時期について、議論してまいりたいと思っております。改定のタイミングについては、おおよそ3つの時点が考えられます。一つは答申を速やかにと言うことでございます。速やかにと言うのは、ひょっとすると4月にさかのぼってということも、あるのかなと思えますが、それはないという風に理解をしました。答申を速やかにというところでございます。

2つ目は新年度から改定するというのがあると。

それから3つ目は、それぞれ任期のあることですので、次の任期からということと考えます。この3つのパターンがあるという風に思えます。これを念頭に置きまして、先程決めていただきました額の改定をいつからするのかということ、議論してまいりたいと思えます。

まずは、市長の退職手当の廃止の時期でございます。これまで次の任期から適用するというのを議論いただいていたと思えますが、論理的には速やかに改定するとか、その場合は、改定の時期の前後で按分して適用するというようなことになろうかと思えますが、これまで次の任期から適用するというので、現在の任期の人については、市長のご判断と

ということで、審議会は考えているということで、まとめてきたと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは今度は、市長の給料の額の改定時期にお諮りします。退職手当の廃止を前提に、50%相当額を給料月額に復元するというので決めていただきましたので、この関係で給料の改定時期をどうするかということなのですが、これは論理的には退職手当の関係は、次の任期からということになるので、これも次の任期に併せてというのが、一番整合的かなという風に思いますが、事務局の方で何か補足いただけますか。

(給与課長)

今会長がご説明いただいたことが、一般的かなと思います。

(池田会長)

特にご異論なければ、そのような形で進めさせていただきます。

それでは、市長の関係での改定時期については、この程度ということで、次に副市長の給料の額の改定時期についてお諮りします。退職手当については後ほどお諮りいたします。速やかに改定する、それから、新年度から改定する、次の任期から適用するという、3パターンがあるかと思いますが、ご意見お願いいたします。

ちなみに先程のたたき台の2で、改定案の3ということでお決めいただいたかと思いますが、地域手当を廃止し、一般職並みの6%減ということですが。ちなみに一般職並みの改定というのは、これは現に改定されている状態だという理解になりますよね。

(給与課長)

6%減というのは、今現在までの積み上げであります。

(池田会長)

だとすれば、速やかにということで差し支えないと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、速やかに改定するというので決めさせていただきます。

それから、副市長の退職手当の額の改定時期について、お諮りいたします。これについては、次の任期から適用する、あるいは速やかに改定するけれども、改定の時期の前後で按分を適用するといったようなことが考えられます。いかがでしょうか。

論理的には、どちらでも破綻しないと思いますがいかがでしょう。

(倉持委員)

しないですけれども、速やかに改定しなくて、次の改定時期ということからになると、

退職金の算定給料が変わりますから、二重持ちしなければならないのかなと思いますけれどもね。その必要はないのですか。

(池田会長)
事務局の方。

(給与課長)
はい。速やかにという場合の。

(倉持委員)
速やかにの場合は問題ないですよ。だから、次の任期からということになれば、現行の退職金規定の退職給与だけが変わるということですよ。

(人事室長)
速やかに単価は変わるけれども、支給月数は今の人はそのままに。

(倉持委員)
そのままになってしまうのか。

(人事室長)
次の任期から。

(倉持委員)
ということになってしまいますよね。二重持ちしなくてはいけないのかどうかですね。

(池田会長)
それで、結局先程、12.6%減になるという数字を。

(給与課長)
そうですね、次の任期からということになりますと、その先程の改定案2というのはその時からになりますし、今現在の人はどうなるのかというと、その時点から改定案1のような形で計算するということになります。退職手当の支給月数は変わっていないけれども、給料月額だけが変わったということが続くということになります。その辺りにつきましても、審議会でこうするべきというご意見をいただければ改定することは可能です。

それと現在は、現行カットをしているということが一方でありますので、制度値は当然変更ということになりますけれども、現行カットをどうさわるかによって今の状況が変わ

るかどうかということになると思われます。

(人事室長)

今、市長の方が次の任期からとお話いただいたと思うのですが、副市長が速やかに改定というのが、事務的には、その辺りがどうなるのかというのが若干思いますし、改定時期については、時間がだいぶ迫ってきていますので、次回の冒頭の方で少し整理させていただきつつ、ご説明もさせていただきます。

(池田会長)

この辺は、ちょっとあずからさせていただきます。

それでは、今後は議員報酬の改定時期について、お諮りいたします。

速やかに改定する、あるいは来年の4月に改選時期を迎えますので、次の任期から適用する、この両方が論理的になり得るかと思いますが、いかがでしょうか。どうしましょう。

(人事室長)

併せて次回。改定時期については、申し訳ございませんが、今回いただいた改定案に基づいて少し整理をさせていただきます。ご説明をさせていただきます。

(池田会長)

分かりました。

では、政務活動費の改定時期についても、一括して議論させていただきたいと思います。

今日は、それにしても非常に重い議論をですね、率直に議論いただきまして、渡部先生も本当に率直なところをご指摘していただきありがとうございます。また、皆さまも忙しい中、またお疲れのところ、本当に厳しい議論をしていただきましてありがとうございます。

今回は、いよいよ最後というスケジュール的には、そういう形で議論させていただくこととなりますが、9月25日の午後2時ということでございますので、どうぞ引き続きご協力のほどお願い申し上げます。本日は、大変司会の甚だ不手際をお詫びしつつ、皆さまに心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(給与課長)

ありがとうございました。

本日、ご議論いただきました内容につきまして大きく一つ一つの諮問事項、進展させていただきます。ありがとうございます。

全体のバランスですとか、懸念される点も事務局として一度確認させていただいた上で、また、ロジックの部分についても、会長とご相談させていただくようなこともございました。

たので、一旦、今日決めていただいたことにつきましては、具体的な水準が概ね決まった
というところで、一旦会長に一任いただくという理解でよろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

はい。

(給与課長)

また、次回の時にきっちり確認いただくというようなことに、させていただきたいと思
います。

ありがとうございました。